

始良市農業委員会総会議事録(9月)

1. 開催日時 平成26年9月18日(木) 午後1時30分から午後4時10分
2. 開催場所 蒲生庁舎本館2F 大会議室
出席委員(26人)
委員

1番	米松 正一	15番	川島 兼次
2番	内甌 達也	16番	終元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆雄	19番	夏田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員

7番委員

3. 議事日程
 1. 議事録署名委員の指名(13番 小長野委員、14番 本村委員)
 2. 会議書記の指名
 3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
 4. 議案第 2号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
 5. 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 6. 議案第 4号 農業振興地域整備計画の変更(個別見直し)について
 7. 議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
 8. 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
 9. 議案第 7号 農地の利用目的変更願について
 10. 議案第 8号 非農地証明願について
 11. 議案第 9号 農地あっせん申出(売渡 希望)について
 12. 農地あっせんの経過報告
 13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

振興係主任主査

局長補佐兼農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農政畜産係長

始良農林耕地係長

		(大会議室に全員着席)
	事務局	姿勢を正してください。
		一同礼。
		[1、総会の通告]
議 長		只今から、平成 26 年度第 6 回始良市農業委員会総会を開会いたします。 本日は、7 番委員より欠席届が出ております。 ただいまの出席委員は、27 名中 26 名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。
		————— 会務報告 —————
議 長		それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	事務局より会務報告。
議 長		それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第 17 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名さ せていただくことにご異議ありませんか。
	委 員	「異議なし」
議 長		それでは、13 番委員、14 番委員にお願いいたします。 つぎに、日程第 2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務 局職員の北野局長補佐と湯之原係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第 24 条の規定の、議事参与の 制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶 者に関する事項については、その議事に参与できない。となっておりますの で、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いしま す。 関係議案終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握で きますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出て いただき退席等よろしくお願ひいたします。
		————— 議案第 1 号 —————
議 長		それでは、日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積計画 貸借の意見決 定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は9月30日を予定しております。</p> <p>また、契約の始期は、10月1日を予定しております。契約年数は、1年が1件、2年が1件、3年が3件、5年が6件、10年が1件、合計の12件です。面積につきましては、田の28,180㎡、畑の13,160㎡、合計41,340㎡です。内容については、議案書1ページから4ページにありますのでご覧になってください。なお、総会資料4ページの11番、12番は9番委員の関係する議案となっており、これについては、農業委員会等に関する法律第24条の規定の『議事参与の制限』により、議案の採決に参加できませんのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上、第1号議案の説明といたします。</p>
議長	<p>それでは、1番から10番までについて質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>はい、21番委員どうぞ</p>
21番委員	<p>21番です。議案9番の案件ですが、借り人〇〇さんですが、この案件に対する疑義は無いわけですが、借り人〇〇さんが、私の担当する地域に自作地1反3畝と隣接地の地主△△さんの畑を2反3畝ぐらい借りて作っておりますが今現在耕作放棄地となっております。このような状態の中で借りられて耕作されるか少し疑問に思いますが。</p>
議長	<p>事務局、担当者どうぞ。</p>
事務局	<p>日木山の農地につきましては、再確認し利用権設定があるようであれば、本人に連絡して聞き取り調査をしたいと思っております。その後報告をしたいと思っております。</p>
21番委員	<p>自作地は別として、借り土地については、耕作されないのであれば返していただき、借り手はおります。議案7番についても、以前はこの方が借りており耕作放棄地状態で返され、それを耕作できるようにして、7番の□□さんに利用権を設定した経緯があります、そのような状態ですので、借り人〇〇さんに連絡を取っていただき、地主△△さんの分は、出来れば返していただき地域で耕作できるようにして7番の□□さんに貸し付けを行いたいと考えますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局で対応してください。</p> <p>21番委員事務局より連絡をしたいと思っております。よろしいですか。</p>

	21 番委員	分かりました。
	5 番委員	議長
議 長		5 番委員どうぞ
	5 番委員	5 番です。議案 9 番については、私が地区担当として借り人〇〇さんに会いまして話をしました。 以前は、〇〇さんではなくて、私と同級生の◇◇さんが作っていたが、体調を崩して、〇〇さんに作ってくれないかと口約束で牧草を植えてもらいました。この畑も 21 番委員が言われるように、作るか作らないか分からないような状態であったが、モアを持ってきて刈り取りをしたりする、〇〇さんに会って聞いたら、もう少しは耕作をしたいとのことで契約をしてもらいました。耕作に意欲があるかどうか判断がしにくい状態でしたが、3 年間は作っていただくことで了解をいただいたところ です。以上です。
議 長		事務局の方で確認するときに、耕作放棄地にならないよう指導をしていただきたい。他にありませんか。
	委 員	[質問、意見なし]
議 長		それではお諮りいたします。 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての 1 番から 10 番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第 1 号 1 番から 10 番については原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 1 号 11 番と 12 番は、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 9 番委員の退席をお願いします。
議 長		それでは、議案第 1 号 11 番と 12 番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	[質問、意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 11 番と 12 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]

	<p>全員賛成ですので、議案第1号11番と12番は原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第2号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第4議案第2号農用地利用集積計画 所有権移転の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>まず、1番については、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号農用地利用集積計画 所有権移転の意見決定についてを説明します。総会資料は5ページです。今月は、1件です。</p> <p>譲受人、蒲生町北在住の〇〇さん。譲渡人が福岡市南区在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町白男字中水流〇〇番〇の田で、面積が1,242㎡です。</p> <p>対価については、総額100万円で10a当たり805,153円です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明の、1番について、14番委員から、あっせんの経過について報告をお願いします。</p>
委 員	<p>14番です。申請地が蒲生町白男字中水流〇〇番〇の田で、面積が1,242㎡について、9月8日、午後2時より蒲生総合支所2階会議室において、申請人2名とあっせん委員9番委員、19番委員、14番委員及び事務局職員立会の下あっせんを行いました。結果については、総額100万円の10a当たり805,153円で無事成立しました。なお、今後の手続きといたしましては、嘱託登記により事務局で所有権の移転登記を行う予定となっております。以上であっせんの報告を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、議案第2号1番について、質疑に入ります。</p> <p>ただ今の事務局及び調査委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画 所有権移転の意見決定についての1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「全員挙手」</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号 農用地利用集積計画 所有権移転についての1番は、原案のとおり決定いたしました。</p>

<p>————— 議案第 3 号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第 5 議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>まず、1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、6 ページとなります。今月申請は、2 件です。</p> <p>各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の 1 から 2 ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。</p> <p>それでは、順番にご説明いたします</p> <p>1 番 譲受人、加治木町小山田在住の〇〇さん。譲渡人が加治木町反土在住〇〇さんの贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、加治木町小山田字上学力〇〇番の田で、面積が 2,112 m²です。 下限面積については、経営面積 1,324 m²と取得面積 2,112 m²の合計 3,436 m²となります。以上で 1 番の説明を終わります</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 1 番に関して 22 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>22 番です。事前調査を行いましたので報告します。これは姉弟での姉から弟への贈与です。9 月 7 日、譲受人と会い現地調査しました。農地は受け人の自宅から約 500mのところ、今までも耕運などは手伝いをしており、受け人は兼業農家で機械も労働力もそろっており農業には意欲があり、何ら支障はありません。農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、2 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 番について説明致します。譲受人、加治木町西別府在住の〇〇さん。譲渡人が加治木町西別府在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、加治木町西別府字丸岡〇〇番の畑、字松木田〇〇番〇の畑、字太平〇〇番〇の田、字川床〇〇番〇の田、字玉巢野〇〇番〇の田、5 筆の合計面積が 7,186 m²です。</p> <p>譲受人と譲渡人は、親子関係であり、経営移譲に伴う贈与です。現在も譲受人と一緒に耕作しているところであり、下限面積については、経営取得面積 7,186 m²となります。以上で 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 2 番に関して 5 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	5番です。報告します。9月4日午後、譲渡人宅を訪問し、聞き取りを行いました。畑2筆、田が3筆ありますが、現地はすべて管理してあります。田の2筆が作付されておきませんが草刈り等の管理はされております。受け人は兼業農家で、農作業は渡し人が高齢で、すべて受け人がしております、農機具等も実家にすべて揃っており何ら問題はありません。農地法3条第2項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議長	調査員の皆さん、ありがとうございました。 これより、議案第3号1番と2番について一括して質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
委員	[質疑・意見なし]
議長	よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番と2番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	[全員挙手]
議長	全員賛成ですので、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番と2番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
	————— 議案第4号 —————
議長	次に、日程第6議案第4号農業振興地域整備計画の変更 個別見直しについてを議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案第4号 農業振興地域整備計画の変更 個別見直しについての1番を説明します。申請人が加治木町日木山在住の〇〇さんで変更区分としては用途区分の変更です。土地の所在が、加治木町日木山字楠原〇〇番、地目が畑、面積が2796㎡のうち564㎡です。変更前の用途区分が農地で、変更後の用途が農業用施設です。補助事業との関連は昭和52年から61年の県営畑地帯総合土地改良事業の十三塚原地区です。所有者は〇〇さんでございまして、理由としまして堆肥保管施設が必要となり、当該地に施設を整備する。議案第5号の2番と関連があります。以上です。
議長	ただ今の事務局説明の1番について、21番委員から議案第5号2番とも関

		連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	21番です。農地区分は農用地区域内農地で用途区分変更中農業用施設用地です。申請地の位置は、弓削公民館から北に約80mの位置です。被害防除については、現況は東が畑、西が畑、南は山林、北は道路です。申請実現の確実性は、リース事業も決定しており確実である。関係機関との協議状況はアの農振除外が申請中で他は不要です。条件および特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長		次に、2番について事務局の説明を求めます。
	事務局	2番を説明します。申請人が蒲生町北在住の〇〇さんで変更区分としては用途区分の変更です。土地の所在が、蒲生町北字五反田〇〇番〇、地目が田、面積が1001㎡のうち80㎡です。変更前の用途区分が農地で、変更後の用途が農業用施設です。補助事業との関連は昭和53年から61年の県営圃場整備事業の米北地区です。所有者は申請人と同じ〇〇さんでございまして、理由としまして畜産を営んでおり、わら倉庫を新築するためということでございまして、200㎡未満です。議案第7号利用目的変更の3番と同一申請地で関連があります。以上です。
議長		ただ今の事務局説明の2番について、10番委員から議案第7号3番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	10番です。農地区分は農用地区域内農地です。申請地の位置は、始良市消防本部蒲生分遣所から北に約1000mの位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が水路、南は田、北は宅地です。計画面積の妥当性は農業用施設の200㎡以内で適当である。申請実現の確実性は、畜産を営んでおりわら倉庫を新設するため確実である。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議長		これより、議案第4号1番と2番について質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
	委員	[質疑・意見なし]
議長		それではお諮りいたします。議案第4号農業振興地域整備計画の変更 個別見直しについての1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。
	委員	[全員挙手]

議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 4 号農業振興地域整備計画の変更 個別見直しについての1番と2番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。本件については、賛成意見として市長に答申いたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第 5 号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第 7 議案第 5 号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案第 5 号農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番について説明します。</p> <p>申請人が加治木町反土在住の〇〇さんで、土地の所在が加治木町反土字東塩入〇〇番〇、田、880 m²と同字東塩入〇〇番〇、田 979 m²で、計 2 筆の面積が 1,859 m²です。農地区分が 3 種農地で農業振興地域外、都市計画区域の第 1 種住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満です。</p> <p>転用目的が太陽光発電所でパネル面積 678.6 m²での出力計の 101.78kw です。申請理由が周囲の田畑が荒地になり耕作出来ないため、太陽光発電を設置するため。自己資金、融資資金で対応をする。水利組合の意見書があります。被害防除計画書の添付があります。申請地〇〇番〇への通路として△△番の通行承諾書が添付しております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連して、9 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>9 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、双葉幼稚園から北西に約 150m の位置です。参考資料 12 ページを見ていただけたら分かりますが、申請地が 2 か所に分かれております。造成工法としまして〇〇番〇が盛土 0.4m でもう一筆が現状のままです。被害防除については、現況は〇〇番〇の方は東が田と宅地、西が道路、南は道路、北は畑です。もう一筆の方が、東が河川、西が田、南は田、北は田です。</p> <p>隣接農地との緩衝地確保の有りで 2.0m です。通路確保も有り 1.6m これは両方あります。申請実現の確実性は、自己資金と融資で適当です。資金証明、融資証明もあり確実である。条件および特記事項として隣接農地への通路確保 (1.6m 以上) を約束しました。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見があります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、2 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 番について説明します。申請人が加治木町日木山在住の〇〇さんで、土</p>

	<p>地の所在が加治木町日木山字楠原〇〇番、畑、2,796 m²のうち 564 m²です。農地区分が農用地区域内農地で、現在農用地区域内農地に用途区分が設定されておりますが、農業用施設用地に用途区分の変更を手続中ですが手続が終わりましたら、農用地区域内農地の原則不許可の例外の農業用施設にあたりますので転用は可能と思います。転用内容が堆肥保管庫、2棟の 480 m²です。申請理由は堆肥保管施設が必要となり、当該地に施設を整備する。県堆肥舎整備リース事業のため、自己資金は不要です。土地改良区の意見書が添付されております。2棟のうち 1棟がすでに設置されておりますので、始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。農振用途区分変更の手続中です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>本件についての現地調査員の報告は、先ほど、議案第 4 号 1 番で 21 番委員から報告済でありますので省略します。</p> <p>次に、3 番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>3 番について説明します。参考資料は 18 ページです。申請人が蒲生町下久徳在住の〇〇さんで、土地の所在が蒲生町西浦字大尾〇〇番〇、田、2,033 m²です。農地区分が 2 種農地で農振農用地区域外、都市計画区域の設定なしです。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満ですので、2 種農地と判断されます。転用内容が山林です。申請理由が申請地は山間地の迫田で耕作不便なため、また、猪による農作物の被害があるためクヌギを植えて山林としたいため。自己資金で対応をする。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の説明に関連して、10 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>10 番です。農地区分は第 2 種農地でその他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、蒲生カントリークラブから北西に約 500m の位置です。被害防除については、現況は東が山林、西が山林、南は田、北は河川です。申請実現の確実性は、資力が自己資金です。計画面積の妥当性は適当です。山間地の迫田で耕作不便なため、また、猪による農作物の被害があるためクヌギを植えて利用するため確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>調査員のみなさん、ありがとうございました。</p> <p>これより議案第 5 号 1 番から 3 番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>何か、ご質問等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質疑・意見なし]</p>

議 長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 3 番について原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	[全員挙手]
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 3 番は原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26 日開催の県農業会議に諮問をいたします。</p>
<p>————— 議案第 6 号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第 8 議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>先ず 1 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 6 号農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番についてご説明申し上げます。譲受人が始良市東餅田在住の〇〇さんでございまして、譲渡人が加治木町木田在住の〇〇さん、土地の所在が、加治木町木田字江湖〇〇番〇、田、面積は 475 ㎡。権利内容は所有権移転です。農用地区域外です、都市計画区域の設定なしです。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満です。農地の区分は 2 種農地と判断されます。転用目的は一般住宅、1 棟で 67.68 ㎡でございまして。申請理由が、現在借家住まいであり、自宅を建築する計画です。融資資金で対応ということでございまして、土地改良区等の意見書は除外済みのため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、9 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>9 番でございまして。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、加音ホールから南西に約 600m の位置でございまして。造成工法は現状のままで、土留め工法が L 型 1.2m です。</p> <p>被害防除現況は、東が田、西が道路、南が田、北は畑です。隣接地との緩衝地は有り 1 メートル、通路確保も有り 0.5 メートルです。申請実現の確実性でございまして、資力は融資、計画面積の妥当性は適当であります。融資証明もあり確実である。条件および特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、2 番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局 2 番についてご説明申し上げます。譲受人が始良市東餅田在住の〇〇と〇〇さんでございまして、譲渡人が始良市宮島町在住の〇〇さん、土地の所在が、松原町 2 丁目〇〇番〇、地目畑、面積が 277 m²です。権利内容が所有権移転です。農業振興地域外で、都市計画区域は第 2 種住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満で農地の区分は第 3 種農地と判断されます。転用目的が一般住宅 1 棟の 94.81 m²でございまして、申請理由が、申請地の譲渡を受けて自家住宅を建築するためです。融資資金で対応ということでございまして、土地改良区は区域内畑のため不要、被害防除計画書が添付されております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の説明に関連して、12 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>12 番でございまして、農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、松原なぎさ小学校から北に約 200m の位置でございまして、造成工法は現況のままで、ブロックを 0.6m 積みます。被害防除現況は、東が宅地、西が畑、南が市道、北は畑です。隣接農地との緩衝地確保があり 2.5m です。申請実現の確実性でございまして、融資証明もあり転用は確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、3 番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>3 番の説明をします。譲受人が始良市平松在住の〇〇さんでございまして、譲渡人が鹿児島市明和在住の〇〇さんでございまして、土地の所在が、平松字後原〇〇番の田 526 m²です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり 10ha 未満であるので農地区分は第 3 種農地と判断します。転用内容が一般住宅及び駐車場で、1 棟の 139 m²です。申請理由が現在借家住まいのため、申請地に自己住宅・駐車場を建築し居住するものである。資金計画は融資資金で対応です。改良区等はありません。被害防除計画書及び 500 m²を越えておりますので、面積越えの理由書が添付されております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の説明に関連し、12 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>12 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良衛生有限会社から北へ約 200m の位置です。被害防除については、現況は東が畑、西が宅地、南は宅地、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の</p>

議 長	<p>立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。500㎡を超えるのは、30ページを見てもらえば分かりますが、北の方が6m幅しかなく野菜を作るとのことでした。以上です。</p> <p>次に、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>4番の説明をします。借り人が始良市東餅田在住の〇〇さんでございます。貸し人が始良市東餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、松原町2丁目〇〇番〇の田、面積は815㎡です。権利内容は使用貸借権設定です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり10ha未満でございます。転用内容が共同住宅、1棟の285.23㎡です。申請理由が借り人は、申請地に共同住宅を建築するため。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書及び被害防除計画書が添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、12番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>12番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北へ約220mの位置です。被害防除については、現況は東が市道、西が市道、南は宅地、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の10ページ目をご覧ください。5番の説明をします。譲受人が加治木町木田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が蒲生町白男在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、蒲生町白男字小野〇〇番の畑、面積は514㎡と同字△△番、畑1,758㎡の畑の2筆の合計2,272㎡です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域外です。土地改良事業はありません。農地の広がり10ha未満でございます。農地区分は第2種農地と判断されます。転用内容が太陽光発電所、パネル面積529㎡で出力計47.2kwです。申請理由が申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電を行う計画です。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区等はありません。被害防除計画書が添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、10番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番です。農地区分は2種農地でその他農地に該当するため問題はありません。</p>

<p>議 長</p>	<p>せん。申請地の位置は、新留小学校から北東へ約 1000mの位置です。被害防除については、現況は東が山林、西が畑、南は道路・山林、北は山林です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、6 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>6 番の説明をします。参考資料は 43 ページからです。譲受人が蒲生町上久徳在住の〇〇さんでございます。譲渡人が蒲生町上久徳在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、蒲生町上久徳字木佐木原〇〇番〇の田 75 m²です。権利内容は所有権移転です。申請津は農業振興地域外で、都市計画区域の設定なし。土地改良事業はなし、農地の広がり 10ha 未満でございます。転用目的が山林です。申請理由が所有する山林の隣接地である申請地(県道改良工事用地買収による残地)を取得することで一体として利用する効果があると思われる為利用したい。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区は区域外のため不要、被害防除計画書が添付してあります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の説明に関連し、8 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>8 番です。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、県森林技術総合センターから北西へ約 100mの位置です。被害防除については、現況は東が田、道路予定地、西が山林、南は道路、北は田、道路予定地です。申請実現の確実性は、県道改良工事用地買収による残地で、隣地と同じで山林とするため確実である。条件および特記事項は特になし。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、7 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>7 番の説明をします。参考資料は 47 ページからです。譲受人が始良市平松の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。譲渡人が始良市上名在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、上名字二本松〇〇番〇の田 2,391 m²、同字△△番、田 379 m²、同字□□番□、畑、150 m²の 3 筆合計 2,920 m²です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の区域外です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満です。農地区分は 2 種農地と判断されます。転用目的は資材置場、休憩作業所、1 棟の 135.5 m²です。申請理由が譲渡人は、今後とも申請地を耕作する意向はなく、譲受人がこれを購入し、所有する土木会社が切土・盛土により造成したのち、資材置場として利用する。資金計画は自己資金で対応です。改良</p>

議 長	区等はなし。被害防除計画書は添付されております。以上です。
委 員	<p>ただ今の説明に関連し、8番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p> <p>8番です。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、池平バス停から北西へ約500mの位置です。造成工法は盛土が10m、切土5mです。土留め工法は土羽芝張りで10mです。被害防除については、現況は東が山林、西が道路、南は道路、北は山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。条件および特記事項は土砂流失防止に努めることを条件付きです。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	次に、8番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>8番の説明をします。譲受人が始良市西宮島町の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんでございます。譲渡人が福岡県宗像市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、東餅田字下鋤カキ〇〇番〇の田512㎡と同字〇〇番〇の田449㎡、それと次のページの譲渡人〇〇さん他1名です。土地の所在が、東餅田字下鋤カキ〇〇番〇の田1,242㎡の3筆合計の2,203㎡となります。権利内容が所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の第2種中住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり10ha未満である。農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は宅地分譲1区画です。申請理由は、申請地を取得して宅地分譲1筆分譲に利用するためです。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書及び被害防除計画書が添付されております。以上です。</p>
議 長	ただ今の説明に関連し、12番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>12番です。農地区分は第3種農地に該当して問題はありません。申請地の位置は、松原地区公民館から北へ約150mの位置です。被害防除については、現況で東は田、西は宅地、南は線路、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>特記事項として、〇〇株式会社から東に田がありますので、今回の農地転用の東餅田字下鋤カキ〇〇番〇他2筆をするにあたり、隣接する土地東餅田字下鋤カキ△△番△、所有者△△さんが袋地になり耕作に支障をきたすため、農地転用許可後は耕作通路として確保できる間、北側の水路に沿って幅2m程度の範囲内で通行することを承諾するとともに上記の者に通行できること</p>

議 長	<p>を条件として販売いたしますので、何とぞご理解くださるようお願いいたします。との通行承諾書が添えてあります。以上です。</p> <p>次に、9 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>9 番の説明をします。借り人が始良市西始良在住の〇〇さんでございます。貸し人が始良市平松在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、池島町〇〇番〇の畑 426 m²です。権利内容は使用貸借権です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満です。農地区分は第 3 種農地と判断します。転用目的が共同住宅、駐車場 1 棟 129.23 m²です。申請理由が実父より土地を借り受け、共同住宅を建築し家賃収入を得て生活の安定を図るため。資金計画は融資資金で対応です。改良区等はありません。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、13 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>13 番です。農地区分は 3 種農地に該当するので問題はありません。申請地の位置は、Aコープ重富店から北へ約 180mの位置です。被害防除については、現況は東が市道、西が宅地、南は宅地、北は公園です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、10 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>10 番の説明をします。譲受人が始良市池島町在住の〇〇さんでございます。譲渡人が長崎県上戸町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、池島町〇〇番〇の畑 612 m²のうち 304 m²です。権利内容は所有権移転です。申請地は、農業振興地域外で、都市計画区域の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満です。農地区分は第 3 種農地と判断します。転用目的は一般住宅、1 棟 125.89 m²でございます。申請理由が現在借家住まいであるため、申請地に自宅を建築する計画です。資金計画は自己資金で対応です。改良区等はありません。被害防除計画書は添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、13 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>13 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、重富中学校から北へ約 100mの位置です。被害防除については、現況は東が</p>

議 長	畑、西が宅地、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
委 員	次に、11 番について事務局の説明を求めます。 11 番の説明をします。参考資料は 66 ページからになります。譲受人が鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇でございます。主に不動産業を行っております。譲渡人が始良市池島町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字井樋田〇〇番〇の畑 190 m ² と同字〇〇番〇畑の 357 m ² 、畑の 2 筆の合計面積 547 m ² です。権利内容は所有権移転です。申請地は、農業振興地域外で、都市計画区域の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり 10ha 未満である。農地区分は 3 種農地と判断されます。転用目的は宅地分譲 3 区画です。申請理由が、当社は不動産業を営んでおり、事業継続のため、申請地を宅地分譲 3 区画する目的であります。資金計画は自己資金で対応です。この地域は土地改良区はありません。被害防除計画書は添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、13 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	13 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良衛生有限会社から南へ約 150m の位置です。被害防除については、現況は東西南北すべて宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、12 番について事務局の説明を求めます。
事務局	12 番の説明をします。譲受人が霧島市国分の株式会社〇〇代表取締役〇〇でございます。譲渡人が鹿児島市明和在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、蒲生町下久徳字桑水流〇〇番〇の畑 441 m ² です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の設定はありません。土地改良事業はなし、農地の広がり 10ha 未満である。農地区分は第 2 種農地と判断します。転用目的は建売住宅 2 棟の 146.56 m ² です。申請理由が事業継続のため、申請地に建売住宅 2 棟を建築する。資金計画は自己資金で対応です。改良区等は区域外のため不要です。被害防除計画書は添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、8 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

委員	<p>8番です。農地区分は第2種農地で市街地近接農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、蒲生高校から西へ約200mの位置です。被害防除については、現況は東が畑、西が市道、南は雑種地、北は道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>ここで、しばらく休憩をします。</p>
議長	<p>それでは、再開します 次に、13番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の12ページ、13番の説明をします。譲受人が始良市平松の株式会社〇〇代表取締役〇〇でございます。譲渡人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字萩原〇〇番〇の田52㎡です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域外で、都市計画区域の第1種低層住居専用地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満である。農地区分は第3種農地と判断します。転用目的は宅地拡張です。申請理由が市内の中心に近い閑静な住宅街であり、購入需要が見込まれるので、既設住宅を解体後、宅地分譲をする。資金計画は自己資金で対応です。改良区等は区域外のため不要です。被害防除計画書は添付されております。それと、既設宅地西餅田△△番△312.31㎡と一体で使用する。合計面積が364.31㎡です。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連し、13番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>13番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良小学校から西へ約250mの位置です。被害防除については、現況は東が市道、西が公園、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次に、14番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>14番の説明をします。参考資料は82ページからです。譲受人が加治木町西別府の〇〇産業株式会社代表取締役の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市鍋倉在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、寺師字園田〇〇番〇の畑111㎡と同字〇〇番〇畑の68㎡の2筆合計179㎡です。権利内容は所有権移転です。申請地は農業振興地域区域外で、都市計画区域の区域設</p>

	<p>定はありません。土地改良事業はありません。農地の広がり10ha未満です。農地区分は第2種農地と判断します。転用内容が太陽光発電付帯設備1機60㎡です。申請理由が8月農業員会で転用許可審議済みの太陽光発電施設用地に付随する設備の設置用地として、当該審議済みの用地の隣接地2筆を追加転用する計画です。土地改良区等はありません。被害防除計画書が添付してあります。一体事業地が許可済みの9,160㎡で今回を含む全体事業面積が9,339㎡です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、8番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8番です。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、JA西部営農センターから北東に約400mの位置です。被害防除については、現況は東が原野、西が原野、南は原野、北は転用地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、15番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>15番の説明をします。譲受人が加治木町西別府の〇〇産業株式会社代表取締役の〇〇さんでございます。譲渡人が加治木町西別府在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町西別府字上嶽〇〇番〇、畑、1,938㎡です。続きまして、譲渡人が加治木町西別府在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町西別府字牟田平〇〇番、畑、1,030㎡です。次に譲渡人が加治木町木田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町西別府字上嶽〇〇番〇、畑、1,895㎡です。次に譲渡人が加治木町西別府在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町西別府字上嶽〇〇番、畑、941㎡と同字〇〇番〇、畑の898㎡です。次に譲渡人が加治木町西別府在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町西別府字上嶽〇〇番〇、畑、190㎡と同所字牟田平〇〇番、畑の1,781㎡です。次に譲渡人が加治木町西別府在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町西別府字上嶽〇〇番、畑、1,276㎡です。次に譲渡人が加治木町西別府在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町西別府字上嶽〇〇番〇、畑、771㎡です。次に譲渡人が加治木町反土在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町西別府字上嶽〇〇番、畑、1,203㎡と同字〇〇番、畑の205㎡と同字〇〇番〇、畑の643㎡のです。権利内容はすべて所有権移転です。申請地は農用地区域内農地です。現在農業振興地域除外の申請中であり、農業振興地域より除外されますと、第2種農地と判断されます。転用目的が太陽光発電基地でパネル面積4349.19㎡、出力計の655.2kwです。申請理由が太陽光発電施設を整備する。事業開始後は、約0.72Mw/年、標準家庭約200世帯相当の発電を担う。資金計画は自己資金で対応です。当地区には土</p>

<p>議 長</p>	<p>地改良区はありません。被害防除計画書は添付されております。農振農用地区域除外手続中で、除外後は2種農地と判断されます。すべて農地で畑の合計12筆の面積が12,771㎡です。以上です。</p>
<p>委 員</p>	<p>ただ今の説明に関連し、5番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5番です。農地区分は農用地区域内農地で農用地区域除外手続中です。申請地の位置は、県道雛場トンネルから北へ約900mの位置です。造成工法は盛土0.3mで土留め工法が土羽芝張り0.3mです。被害防除については、現況は東が山林、西が山林・畑、南は畑・道路、北は道路です。</p> <p>申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、16番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>16番の説明をします。参考資料は92ページ目からです。。譲受人が加治木町木田の株式会社〇〇工業代表取締役の〇〇でございます。譲渡人が加治木町錦江町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番〇、田、792㎡、同字〇〇番〇、田、758㎡、続きまして、譲渡人が加治木町木田在住の〇〇さんでございます。加治木町木田字西塩入〇〇番〇、田、1,076㎡、続きまして、譲渡人が加治木町錦江町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番〇、田、1,264㎡、続きまして譲渡人が霧島市隼人町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番〇、田、1034㎡、続きまして譲渡人が加治木町錦江町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番〇、田、1002㎡、同じく同字〇〇番〇、田、988㎡、同じく同字〇〇番〇、田、971㎡です。続きまして譲渡人が加治木町反土在住の〇〇さん他1名でございます。土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番〇、田、1078㎡、続きまして譲渡人が霧島市溝辺町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番〇、田、999㎡、続きまして、譲渡人が加治木町錦江町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番〇、田、1013㎡、続きまして、譲渡人が加治木町木田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番〇、田、954㎡、続きまして、譲渡人が加治木町木田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番〇、田、1009㎡、権利内容はすべて所有権移転です。申請地は農振地区域外で、都市計画の用途が工業地域です。土地改良事業はあり。農地の広がり10ha未満です。用途地域が設定されておりますので、農地区分は第3種農地でございます。転用目的がブロック工場、2棟1050㎡です。申請理由が当地に本社工場を移転する計画です。資金計画は自己資金、融資資金で対応です。土地改良区の意見</p>

議 長	<p>書及び被害防除計画書が添付されております。同字の〇〇番〇、雑種地 792 m²と同字〇〇番〇、雑種地 631 m²と一体利用で農地転用申請面積が 13 筆の 12,938 m²で雑種地を含む全体事業面積が 14,361 m²となります。用途地域内で 3,000 m²を超えますので開発行為の申請中です。以上です。</p> <p>ただ今の説明に関連し、9 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>9 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良クリーンセンターから西へ約 20m の位置です。造成工法は盛土を 2.5m、土留め工法は土羽芝張りで 2.5m する。被害防除については、現況は東が雑種地・道路、西が田、南は水路、北は雑種地・水路です。申請実現の確実性は、資力は自己資金と融資であります。面積の妥当性は適当であります。資金証明及び融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、17 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>17 番の説明をします。参考資料は 97 ページです。借り人が霧島市溝辺町在住の〇〇さんでございます。貸し人が始良市東餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、東餅田字七反田〇〇番〇、田、269 m²です。権利内容は使用貸借権です。申請地は農振区域外で、都市計画の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業は該当なし、農地の広がり 10ha 未満である。農地区分は第 3 種農地と判断されます。転用目的が一般住宅、1 棟 102.68 m²です。申請理由が現在の借家が狭い状況から、このたび妻の母から本土を借りて永住用家屋の建築計画に至った。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区は地区除外済みのため不要です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の説明に関連し、11 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>11 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、タイヨーグラードから南へ約 100m の位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南は水路、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次に、18 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>18 番の説明をします。譲受人が始良市西餅田の〇〇株式会社、代表取締役</p>

議 長	<p>役〇〇さんでございます。譲渡人が加治木町木田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町木田字東中道〇〇番〇、田、298㎡です。権利内容は所有権移転です。申請地は農振地区域外で、都市計画の第1種住居専用地域です。土地改良事業は該当なし、農地の広がり10ha未満である。農地区分は第3種農地でございます。転用目的が駐車場でございます。申請理由が近隣マンションの住民のための駐車場ということで、資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書及び被害防除計画書が添付されております。以上です。</p> <p>ただ今の説明に関連し、8番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8番です。農地区分は第3種農地で問題はございません。申請地の位置は、始良市消防本部から東へ約300mの位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が宅地、南は宅地、北は道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第6号 1番から18番までについて一括して質疑に入ります。何か、ご質問等ありませんか。はい13番委員どうぞ</p>
委 員	<p>13番です。6号議案の11番の確認ですが、現地調査報告書の中では融資証明も有り記載したが自己資金に訂正をしていただきました。参考資料の事業計画書を見てみると1200万円が融資となっておりますが、総会の資料の中では自己資金での対応となっておりますが、どちらなのか確認します。</p>
議 長	<p>事務局どうですか。</p>
事務局	<p>69ページの事業計画書の資金計画ですが、申請人が誤って融資資金の欄に記入したもので、自己資金の預金残高証明書が添付されておりますので、自己資金が正しいですのでご理解ください。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
委 員	<p>はいわかりました。</p>
議 長	<p>他にありませんか。19番委員どうぞ</p>
委 員	<p>19番です。6号の15番ですが、太陽光発電ですが、農振除外手続中ですが、これは8月と2月しか委員会が開催されないわけですが、その間は全然手</p>

議 長	<p>がつけられない状態かどうか。</p> <p>事務局どうぞ。</p>
事務局	<p>ここについては、先月でしたが農振に対する農業委員会で審議して意見書を出しておりまして、今8月の農振の審査会にかけありますので、審査会の中で検討しておりますので、あと公告縦覧期間とか公告期間が30日とか、あと申請して県の決済期間等がありますので、しばらく農振除外までかかろうかと思えます。除外の許可があった次の月に農業会議の諮問会議にかけて許可となりますので。</p>
議 長	<p>19番委員よろしいですか。</p>
委 員	<p>よろしいです。</p>
議 長	<p>他に質問等ありませんか</p>
委 員	<p>[質問なし]</p>
議 長	<p>無いようですので、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から18番までについては、原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から18番は、原案のとおり意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26日開催の県農業会議に諮問いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第7号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第9議案第7号農地の利用目的変更願いについてを議題に供します。</p> <p>議案第7号 1番につきましては、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。6番委員の退席をお願いします。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案資料の18ページです。議案第7号農地の利用目的変更願いの、1番について説明します。届け人が始良市三拾町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が下名字野添〇〇番、地目が田、の面積2893㎡と同字〇〇番</p>

議 長	<p>○、田、515 m²の2筆面積が3408 m²であります。変更後の使用目的は畑にして季節野菜の栽培を行うということでございます。申請理由は、排水、用水の便が悪く田として、管理できないため畑に変更するものです。土地改良区の意見書及び被害防除計画書が添付されております。以上です。</p> <p>ただいまの説明の1番に関連して、11番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>11番です。農地区分は第2種農地です。申請地の位置は、ナフコ始良店から北に約300mのところでございます。被害防除の現況は、東が河川、西が田、南が田、北が田になっておりました。いずれも荒れております。申請実現の確実性でございますが、周囲が荒地であり水田として利用が困難なため確実でございます。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第7号1番について、質疑に入ります。</p> <p>ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありますか。</p>
委 員	<p>「意見・質問なし」</p>
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第7号 農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「全員挙手」</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第7号 農地の利用目的変更願についての1番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番について説明します。届け人が加治木町日木山在住の〇〇さんでございます。土地の所在が加治木町反土字東塩入〇〇番〇、地目が田、の面積1010 m²と同字〇〇番、田、307 m²の2筆面積が1317 m²であります。変更後の使用目的は家庭菜園を行うということでございます。申請理由は、周囲が耕作しておらず田としての利用が困難なため。水利組合の意見書及び被害防除計画書が添付されております。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、10番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>10番です。農地区分は第3種農地です。申請地の位置は、双葉幼稚園から</p>

	<p>北東に約 150mのところがございます。被害防除の現況は、〇〇番〇の方が、東が河川、西が田・畑、南が宅地、北が田になっておりました。〇〇番の方が、東が河川、西が田・畑、南が田、北が田になっておりました。参考資料の 111 ページを見ていただければ分かります。申請実現の確実性でございますが、周囲は不耕作地であり、田として利用するのが困難であるため確実でございます。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に 3 番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>3 番について説明します。届け人が蒲生町北在住の〇〇さんでございます。土地の所在が蒲生町北字五反田〇〇番〇、地目が田、の面積 1001 m²のうち 80 m²であります。変更後は飼料用のわら倉庫です。申請理由は、畜産業を営んでおり、わら倉庫を新設するため。被害防除計画書が添付されております。この案件につきましては、議案第 4 号 2 番の農業振興地域の用途区分の変更と同じ申請であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>本件についての現地調査員の報告は、先ほど、議案第 4 号 2 番で、10 番委員から報告済でありますので、省略いたします。</p> <p>これより、議案第 7 号 2 番と 3 番について、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>「意見・質問なし」</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 7 号 農地の利用目的変更願についての 2 番 3 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>「全員挙手」</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 7 号 農地の利用目的変更願についての 2 番と 3 番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">————— 議案第 8 号 —————</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第 10 議案第 8 号 非農地証明願についてを議題に供します。</p> <p>1 番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 8 号非農地証明願についての 1 番について説明を行います。申請人は始良市東餅田在住の〇〇さんです。所有者も同じです。土地の所在が東餅</p>

議 長	田字七反田〇〇番〇、地目は田で現況は宅地です。面積が 266 m ² で、変更年月日は昭和 51 年 5 月 5 日より宅地となっております。現況は、専用住宅を建築し現在まで宅地として使用している。農用地区域外であります。以上です。
委 員	ただいまの説明の 1 番に関連して、11 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	11 番です。農地区分は第 3 種農地です。申請地の位置は、帖佐駅から北に約 40m のところでございます。現況は申請のとおり宅地となってから、約 38 年程度経っていると認められる。周囲の状況及び非農地とすることで生じる影響は、現況は東が市道、西が宅地、南が水路、北が宅地になっておりました。この、非農地として認定するやむを得ない理由は、昭和 44 年 5 月 11 日 5 条許可後、昭和 51 年 5 月 5 日住宅を建築し現在まで宅地として使用されているためやむを得ないものと認める。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。
議 長	これより質疑に入ります。ただ今の事務局、現地調査員からの説明について、質疑のある方は挙手願います。
委 員	何か、ご意見等ございませんか。10 番委員どうぞ。
議 長	10 番です。参考資料の 115 ページでは相続人が△△となっているが、どうか事務局どうぞ
事務局	表示が間違いでありまして、〇〇さんが正しい表示であります。申し訳ありませんが参考資料を訂正方よろしく願います。
議 長	10 番委員、よろしいですか。
委 員	わかりました。
議 長	他にございませんか。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それではお諮りいたします。議案第 8 号 非農地証明願いについての 1 番は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 8 号 非農地証明願いについての 1 番は原案のと

	<p>おり決定しました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第 9 号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第 11 議案第 9 号 農地あっせん申出(売渡希望)についてを議題に供します。</p> <p>1 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 9 号 農地あっせん申出 売渡希望についてご説明致します。総会資料は、20 ページとなります。今月申請は、1 件です。</p> <p>参考資料 117 ページからになりますので審議の参考にして下さい。</p> <p>それでは、1 番を説明致します。内容につきましては、売渡です。土地の所在が加治木町日木山字楠原〇〇番、畑の 937 m²です。申請人は、名古屋市市在住〇〇さん、条件として売渡希望価格が 10a 当たり 100 万円。以上、議案第 8 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>何か、ご意見等ございませんか。</p> <p>はい 21 番委員どうぞ</p>
委 員	<p>21 番です。この土地は旧加治木町時代から売りに出されていた土地だと思いますが、以前は霧島市溝辺町の方が耕作されていたが、作物が出来ないところで、参考資料を見ていただくと西側に山林があり、3 時以降は日陰になり、なかなか作物が出来ないような農地です。溝辺の方が返されてから何年も作り手がなくて、1 昨年だったと思いますが、溝辺の新規就農者の方がサツマイモを作るとのことで利用権を設定したところですが、また今度、あっせんが出てまいりましたけれども、譲渡希望価格が 100 万円は少し無理があるようです。</p> <p>そこらを事務局の方で連絡を取っていただき 100 万円という価格で購入される方は私の考えでは多分ないと思いますので、そのようなことを連絡してもらいたいと思います。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>事務局どうぞ</p>
事務局	<p>現在、こちらの申請地については、〇〇さんが利用権を設定しておりますが、利用者には連絡を取って売買があればどうでしょうかと、連絡しました。こちらについては兄が加治木の方に在住しており管理人としてなっている。土地の所有者は名古屋市在住の申請人であります。兄の方にも話をしたわけですが、なかなか日が当らずに希望価格が 100 万円なんですけど、と話をしましたけどなかなか難しいのはと、また所有者の方にも話をしましたが、最初の希望として 100 万円として申請させてください。その後については買い手がいない場合は金額的なものも含めて、また話をしたいとのことです。ですので申請時には最初なので希望として 100 万円として申請させてくださいとのことで記載</p>

<p>議 長</p>	<p>しました。</p> <p>21番委員承認が取れましたら事務局と連絡を取らせてもらいますので、よろしくをお願いします。</p> <p>よろしいですか。それではお諮りいたします。</p> <p>議案第9号 農地あっせん申出 売渡希望についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[全員挙手]</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第9号1番は原案どおり承認することに決定いたしました。</p> <p>つぎに、ただいま承認された議案第9号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。</p> <p>自薦他薦いずれでもよろしいです。</p> <p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第9号 1番は、4番委員、12番委員、21番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、農地あっせん経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。</p> <p>はい事務局どうぞ</p>
<p>事務局</p>	<p>農地あっせん経過報告に入る前に、8月の定例総会後に各地区であっせんの協議をしていただきましたが、こちらについては備考欄の方に現在の進行状況を書かせていただきました。経過報告の2ページの15番は吉田で耕作中であり取り下げを電話で確認しました。19番は電話で確認したら、来年まとまった土地が見つかるかもしれないので、あっせんの方は取り下げを確認しました。次に5ページの57番ですが、あっせん委員が空欄となっておりますが、こちらの方は農業委員全員ということで記入方よろしくお願いします。また条件としましては、希望地区は始良市全域となります。続きまして63番、電話で確認しましたら平成25年9月申請分は二重になりますので取り下げをする。以上で終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>19番委員どうぞ。</p>
<p>委 員</p>	<p>59番は利用権を設定しましたので取り下げです。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に委員の皆様方からありませんか。他ありませんか。</p>

委員	(発言なし)
議長	<p>よろしいですか。 それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります その他何かございませんか。 次に、来月の現地調査、総会日についてですが、現地調査は、10月15日水曜日に、総会は、10月20日月曜日に開催予定でよろしいですか。 現地調査委員は、1班を、7番委員、14番委員、15番委員に、2班を、16番委員、17番委員、26番委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。その他に委員からご発言はありませんか。</p>
委員	「発言なし」
議長	事務局からはありませんか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業新聞購読推進について説明 ○ 農業委員会研修会について報告 ○ 農業生産法人「アグリ太陽」の経過について報告
議長	<p>他に何かありませんか。 それでは以上をもちまして、平成26年度第6回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。 「閉会」</p>
事務局	<p>姿勢を正してください。 一同礼。</p>